

奈 総 法 第 2 1 3 号

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 山 本 憲 宥 様
同 伊 藤 剛 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

Ⅱ. 高齢化対応事業について

6. 万年青年クラブ等活動補助事業について

(2) 結果

①補助金実績報告書の精査項目が不十分である

(長寿福祉課)

【監査結果】

平成20年度の各クラブの補助金実績報告書を査閲した結果、下記のケース(AからD)が見受けられ、正確な内容と金額の記載を裏付ける帳簿や領収書等について検査は行なわれていない。単位クラブが371あることから、全クラブについて詳細な検査を実施することは実務上困難であると思われるが、奈良市補助金等交付規則第15条「当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、」の定めに従い、必要に応じて実地調査を行い、帳簿や領収書等と照合する等の方策は必要と考える。

また、下記のケースが見受けられる背景として、補助金交付が毎年前例踏襲型で実施されており、本来補助の効果を検証したうえで、次年度の補助を行うというPlan-Do-Check-Actionのマネジメント機能が働いていないことによると考えられる。さらに、補助を受けるクラブ側にも、補助金が数万円と少額であることから補助金の効果測定も難しく、またメンバーの高齢化による事務処理の負担も少なからずあることから、少額補助金のありかたを見直す必要があると考える。

A. 活動報告書の内容（事業ごとの参加者人数等）が前年度と全く同じ内容

B. 収支報告書の支出金額の内訳金額が千円以下の金額が一部のクラブではラウンドになっているケースや内訳金額が前年度と同じ金額になっているケースがある。

これは、例えばある地区連合会では、単位クラブのメンバーが高齢化しているため、事業実施や会計も地区連合会が実施しており、補助金も各単位クラブ分を

まとめて地区連合会の会計のなかで経理され、各単位クラブには割り振った金額を計上しているためであるとの説明を受けている。

C. 市連合会の収支決算書における友愛活動費1,625千円は、各地区連合会に1万円＋対象者一人当たり500円の交付額となり内訳として、訪問打合せ会等の会議費用1万円、寝たきり、一人暮らしの老人に会いに行く（安否確認）際の粗品代500円を連合会会長に渡しているものであるが、その後の具体的な支出内容は記載されていない。

D. 市連合会の収支決算書の次年度繰越金704,699円と、現金出納帳109,958円を照合した結果、差額の594,741円は預金残として確認できたが、収支決算書の様式に繰越金の内訳欄（現金と預金）を設ける等して第三者が照合可能な様式にする必要がある。

【措置の内容】

A. Bについては各万年青年クラブに対し、適正な会計管理と、正確な報告書の作成の指導と万年青年クラブ連合会事務局と連携を図り、単位クラブ・地区連合会員が書類の作成の不明点を解消しやすい体制作りをしています。

C. Dについては、市連合会に対し適切な書類作成を指示しました。

あわせて平成27年3月には、収支予算書、決算書の様式を改定し、補助金の申請の手順や基準等について高齢者にも分かりやすいマニュアルを作成し、全クラブに配布しました。

なお、当該補助金については、たとえ少額であっても補助金があることで万年青年クラブの活動を活発化させ、高齢者の健康増進や地域福祉の向上に効果があると考えていますので継続して実施する方針です。